

○輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号）

令和 8 年 1 月 9 日改正
国自審第 2150 号
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別添 輸入自動車特別取扱制度 目次（略）</p> <p>第 1～第 4（略）</p> <p>別紙 輸入自動車特別取扱要領 目次～第 8（略）</p> <p>第 9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 1～2（略） 3 運輸監理部長、運輸支局長、自動車検査登録事務所長、<u>沖縄総合事務局</u>陸運事務所長若しくはその支所長、<u>軽自動車検査協会にあっては、主管事務所長、事務所長、支所長又は分室長</u>（以下「運輸監理部長等」という。）は、同一型式の自動車について 2 台以上の新規検査等の申請があったときは、2 台目以降の自動車に係る第 1 項の添付書面（第 4 号の書面を除く。）を返付することができる。</p>	<p>別添 輸入自動車特別取扱制度 目次（略）</p> <p>第 1～第 4（略）</p> <p>別紙 輸入自動車特別取扱要領 目次～第 8（略）</p> <p>第 9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 1～2（略） 3 運輸監理部長、運輸支局長、自動車検査登録事務所長<u>又は</u>沖縄総合事務局陸運事務所長若しくはその支所長（以下「運輸監理部長等」という。）は、同一型式の自動車について 2 台以上の新規検査等の申請があったときは、2 台目以降の自動車に係る第 1 項の添付書面（第 4 号の書面を除く。）を返付することができる。</p>
<p>第 10～第 11（略）</p> <p>別表～第 6 号様式（略）</p> <p>附則 1～附則 5（略）</p> <p>附則 5 の 2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領</p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領</p>	<p>第 10～第 11（略）</p> <p>別表～第 6 号様式（略）</p> <p>附則 1～附則 5（略）</p> <p>附則 5 の 2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領</p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領</p>

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56、59から64、66から70及び80に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64 (略)			
<u>(削除)</u>			
66～70 (略)			
<u>80</u>	<u>サイバーセキュリティ及びプログラム</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>cybersecurity</u>
	<u>管理に係る適合証</u>		

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙2～別表1－1 (略)

別表1－2 車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項目番	諸元項目名	車両諸元要目表細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1～119 (略)									
<u>120</u>	<u>総排気量(L) 又は定格出力 (kW)</u>	<u>定格出力</u>	<u>V1450</u>	<u>6</u>	<u>半角</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>・半角数字6桁以内で設定する。(項目コードM0200を設定する場合は設定不要) ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力(W単位)を設定する。 ・類別ごとに定格出力が</u>

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56及び59から70に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64 (略)			
<u>65</u>	<u>改造に係る能力基準適合証明書の写し</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>nouryokutekigou</u>
66～70 (略)			
<u>(新設)</u>			

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙2～別表1－1 (略)

別表1－2 車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項目番	諸元項目名	車両諸元要目表細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1～119 (略)									
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>

								<u>異なる場合のみ設定する。</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

附則 6～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第 11 条第 3 項第 1 号～細目告示第 69 条第 2 項第 3 号 (略)	(略)	(略)	(略)
細目告示第 69 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	FMVSS 104 EEC 78/318 EEC 1008/2010 <u>EEC 2021/535</u> <u>Annex IV</u>	平成 15 年 10 月 1 日 〃 平成 30 年 6 月 1 日 <u>令和 4 年 7 月 7 日</u>
細目告示第 69 条第 2 項第 2 号	デロスターの技術基準	FMVSS 103 EEC 78/317 EEC 672/2010 <u>EEC 2021/535</u>	平成 15 年 10 月 1 日 〃 平成 30 年 6 月 1 日 <u>令和 4 年 7 月 7 日</u>

--	--	--	--	--	--	--	--	--

附則 6～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第 11 条第 3 項第 1 号～細目告示第 69 条第 2 項第 3 号 (略)	(略)	(略)	(略)
細目告示第 69 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	FMVSS 104 EEC 78/318 EEC 1008/2010 <u>(新設)</u>	平成 15 年 10 月 1 日 〃 平成 30 年 6 月 1 日 <u>(新設)</u>
細目告示第 69 条第 2 項第 2 号	デロスターの技術基準	FMVSS 103 EEC 78/317 EEC 672/2010 <u>(新設)</u>	平成 15 年 10 月 1 日 〃 平成 30 年 6 月 1 日 <u>(新設)</u>

細目告示第 69 条第 2 項第 2 号	サンバイザの衝撃 吸収の技術基準	<u>Annex VI</u> FMVSS 201 ECE 21	平成 15 年 10 月 1 日 "	細目告示第 69 条第 2 項第 2 号	サンバイザの衝撃 吸収の技術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成 15 年 10 月 1 日 "
細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日	細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日

附則16 (略)

附則

令和 8 年 1 月 9 日改正 (国自審第 2150 号)

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 8 年 1 月 11 日より施行する。ただし、附則 5 の 2
別紙 1 及び別表 1-2 に定める規定については、令和 8 年 4 月 1 日より
施行する。

附則 16 (略)

(新設)